

別記第1号様式（第3の1の(1)関係）

道 路 使 用 許 可 申 請 書			
		令和	年 月 日
警察署長 殿			
		申請者	住所 氏 名
道路使用の目的		電話	()
場所又は区間			
期 間	令和 年 月 日 時から 令和 年 月 日 時まで		
方法又は形態			
添 付 書 類			
現 場 責任者	住所		
	氏 名	電話	()
第 号			
道 路 使 用 許 可 証			
上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。			
条 件			
		令和	年 月 日
		警察署長	印
手 数 料 ち ょ う 付 欄			
	事 項	1	手数料の名称 道路使用許可申請手数料 号許可
		2	納付 令和 年 月 日
		3	受領者

- 注 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
2 方法又は形態の欄には、工事又は作業の方法、使用面積、行事等の参加人員、通行の形態又は方法等使用について必要な事項を記載すること。
3 添付書類の欄には、道路使用の場所、方法等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
5 この処分については、北海道公安委員会に対して、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることができます。
6 この処分について不服のあるときは、この処分があったことを知った日（前事項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道公安委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。